

○児童福祉施設における事故防止について

〔昭和46年7月31日 児発第418号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭
局長通知〕

標記については、すでに従来から通知等により、たびたび注意を喚起してきたところであり、貴職におかれても管下の児童福祉施設に対し十分な指導を行なっておられることと思うが、先般、精神薄弱児施設の入所児童がキャンプ中にテントが燃えたため死亡するという事故があったほか、重症心身障害児施設、保育所等において死亡事故などが発生したことは、まことに遺憾である。

とくに、夏季においては、水泳、キャンプ等の行事が多く、水の事故をはじめとした児童の不慮の事故が起こりやすい時期であるとともに、赤痢、食中毒等が多発する時期でもあるので、下記事項に留意のうえ、貴管内の児童福祉施設従事者および関係者の注意を喚起され、いやしくも施設従事者の不注意などによる事故が発生することのないようより一そう指導の徹底を図られたい。

なお、万一不慮の事故が発生した場合には、適切な処置をとるとともに、速やかに本職あて詳細をご報告願いたい。

記

- 1 児童福祉施設においては、入所児童の習癖、性向などについてつねにその実態を把握し、指導にあたっては、個人差に即したものにするなど適切な配慮をすること。
- 2 児童福祉施設従事者の研修、訓練に努め、児童処遇上必要な知識・技能の向上を図ること。
- 3 消防署、警察、病院等関係機関との連絡を密にして、緊急の場合には、適切な協力体制がとれるよう配慮すること。
- 4 その他児童福祉施設最低基準の趣旨、目的を尊重するなど児童の安全管理に努めること。

雇児保発0119第1号

平成22年1月19日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

保育所及び認可外保育施設における事故の報告について

保育所における事故については、かねてより「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）により、施設従事者の不注意などによる事故が発生することのないよう一層の指導の徹底を図るとともに、万一不慮の事故が発生した場合には速やかに詳細をご報告いただくこととしているところであるが、今般、事故の発生状況をより適切に把握するため、別紙のとおり報告様式を作成したので、引き続き指導の徹底を図るとともに、保育所および認可外保育施設において死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、今後、当該別紙様式により報告されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別紙)

保育所及び認可外保育施設 事故報告様式

認可・認可外		年 月 日				
自治体名				施設名		
所在地				開設(認可)年月日	年 月 日	
設置者				代表者名		
入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
保育従事者数	名			うち保育士	名	
うち常勤保育従事者	名			うち常勤保育士	名	
保育室等の面積	乳児室	m ² ・ほふく室	m ² ・保育室	m ² ・遊戯室	m ²	
事故発生日時	年 月 日 時					
児童年齢・性別	歳・ヶ月 児			入所年月日	年 月 日	
病状・死因等 (既往症)						病院名
発生時の体制	歳児 名		保育従事者 名(保育士 名)			
発見時の 児童の様子	体勢(うつぶせ・仰向け等)・顔色・体温等					
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入)	時間	内 容				
発生後の対応 (報道発表予定)						

発生状況欄は適宜広げて記載してください。なお、直近の指導監査の状況報告があれば添付し、施設の基本情報等そちらに記載があるものは様式内の記載を省略可。